

議案第52号

斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び公定価格の改定に伴い、保育所等保育料を国基準の保育料の80パーセントの額とするため、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 階層区分第8階層の保育料の変更（別表の改正規定）

階層区分第8階層において、3歳未満児の保育料を子ども・子育て支援法施行令第4条に定める額の80パーセントとします。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の斑鳩町保育の実施に関する条例の規定は、令和8年4月1日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例によります。